

資料 2

川西市地域防災計画（地震編）新旧対照表

頁	修正前	修正後																
18	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第1章 防災基盤の整備</p> <p>第2節 災害に強いまちづくり</p> <p>第1款 建築物・施設等の耐震性の確保</p> <p>2 一般建築物の耐震化の促進</p> <p>旧耐震基準(昭和56年5月31日まで)の既存一般建築物について、耐震診断の実施や耐震改修促進計画の策定など、所有者自らの耐震性の確保の支援に努める。</p>	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第1章 防災基盤の整備</p> <p>第2節 災害に強いまちづくり</p> <p>第1款 建築物・施設等の耐震性の確保</p> <p>2 一般建築物の耐震化の促進</p> <p>旧耐震基準(昭和56年5月31日まで)の既存一般建築物について、耐震診断の実施や耐震改修促進計画の策定、耐震改修に伴う費用補助、建て替えに伴う工事費補助、防災ベッジ下等設置補助を行うなど、所有者自らの耐震性の確保の支援に努める。</p>																
20	<p>第2節 災害に強いまちづくり</p> <p>第3款 防災拠点の整備</p>	<p>第2節 災害に強いまちづくり</p> <p>第3款 防災拠点の整備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>地域</th> <th>防災拠点</th> <th>コミュニティ防災拠点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>南部地区</td> <td>川西南公民館、中央公民館 明峰公民館 猪名川河川防災ステーション 川西市水防センター</td> <td>湯山台運動公園、北ひばりが丘公園 久代小学校、加茂小学校、川西小学校 桜が丘小学校、川西北小学校 明峰小学校</td> <td>湯山台運動公園、北ひばりが丘公園 久代小学校、加茂小学校、川西小学校 桜が丘小学校、川西北小学校 明峰小学校</td> </tr> <tr> <td>中部地区</td> <td>多田公民館、緑台公民館 清和台公民館、けやき坂公民館</td> <td>けやき坂中央公園、水明台第5公園 市民運動場、清和台中央公園 多田小学校、多田東小学校 緑台小学校、陽明小学校 清和台小学校、清和台南小学校 けやき坂小学校</td> <td>けやき坂中央公園、水明台第5公園 市民運動場、清和台中央公園 多田小学校、多田東小学校 緑台小学校、陽明小学校 清和台小学校、清和台南小学校 けやき坂小学校</td> </tr> <tr> <td>北部地区</td> <td>※東谷公民館、北陵公民館</td> <td>平木谷池公園、東谷小学校 牧の台小学校、北陵小学校</td> <td>平木谷池公園、東谷小学校 牧の台小学校、北陵小学校</td> </tr> </tbody> </table> <p>(削除)</p> <p>※平成28年3月31日まで耐震工事のため、東谷幼稚園に設置する。</p>		地域	防災拠点	コミュニティ防災拠点	南部地区	川西南公民館、中央公民館 明峰公民館 猪名川河川防災ステーション 川西市水防センター	湯山台運動公園、北ひばりが丘公園 久代小学校、加茂小学校、川西小学校 桜が丘小学校、川西北小学校 明峰小学校	湯山台運動公園、北ひばりが丘公園 久代小学校、加茂小学校、川西小学校 桜が丘小学校、川西北小学校 明峰小学校	中部地区	多田公民館、緑台公民館 清和台公民館、けやき坂公民館	けやき坂中央公園、水明台第5公園 市民運動場、清和台中央公園 多田小学校、多田東小学校 緑台小学校、陽明小学校 清和台小学校、清和台南小学校 けやき坂小学校	けやき坂中央公園、水明台第5公園 市民運動場、清和台中央公園 多田小学校、多田東小学校 緑台小学校、陽明小学校 清和台小学校、清和台南小学校 けやき坂小学校	北部地区	※東谷公民館、北陵公民館	平木谷池公園、東谷小学校 牧の台小学校、北陵小学校	平木谷池公園、東谷小学校 牧の台小学校、北陵小学校
	地域	防災拠点	コミュニティ防災拠点															
南部地区	川西南公民館、中央公民館 明峰公民館 猪名川河川防災ステーション 川西市水防センター	湯山台運動公園、北ひばりが丘公園 久代小学校、加茂小学校、川西小学校 桜が丘小学校、川西北小学校 明峰小学校	湯山台運動公園、北ひばりが丘公園 久代小学校、加茂小学校、川西小学校 桜が丘小学校、川西北小学校 明峰小学校															
中部地区	多田公民館、緑台公民館 清和台公民館、けやき坂公民館	けやき坂中央公園、水明台第5公園 市民運動場、清和台中央公園 多田小学校、多田東小学校 緑台小学校、陽明小学校 清和台小学校、清和台南小学校 けやき坂小学校	けやき坂中央公園、水明台第5公園 市民運動場、清和台中央公園 多田小学校、多田東小学校 緑台小学校、陽明小学校 清和台小学校、清和台南小学校 けやき坂小学校															
北部地区	※東谷公民館、北陵公民館	平木谷池公園、東谷小学校 牧の台小学校、北陵小学校	平木谷池公園、東谷小学校 牧の台小学校、北陵小学校															

頁	修正前	修正後
2 4	<p>第3節 地盤災害の防止施設等の整備</p> <p>記載なし</p>	<p>第3節 地盤災害の防止施設等の整備</p> <p>第8款 被災建築物応急危険度判定体制の整備</p> <p>1 大地震により被災した建築物を調査し、その後に発生する余震などによる倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下、付属設備の転倒などの危険性を判定することにより、人命に関わる二次的災害を防止するため、被災建築物応急危険度判定士の人員確保と育成に努める。</p> <p>2 判定結果は、判定ステッカーを建築物の見やすい場所に表示し、居住者もより付近を行する歩行者などに対してその危険性について情報提供するため、必要な資機材の備蓄に努める。</p>
3 2	<p>第6節 ライフライン関係施設の整備</p> <p>第2款 ガス施設等の整備</p> <p>ウ 保安用通信設備</p> <p>本社を中心にして、データ伝送、指令電話、移動無線は、全て無線化されており、本社、製造所、地区導管部、供給所、高圧ステーション間は、ループ化された無線通信回線で運用している。</p> <p>無線通信網をより強固なものにするため、通信システムを多重化している。</p> <p>さらに万全を期すためバシクアップ設備を設置し、當座都市ガスの供給状態を把握し、保全体制をコントロールできるようにしている。</p> <p>エ 内閣府中央防災無線</p> <p>当社は指定公共機関に指定されており、本社に内閣府中央防災無線が設置され有線不通時にも各地域の災害対策機関との通信が確保されている。</p> <p>オ 導管網ブロック化</p> <p>大規模地震の際にガスの供給を継続することによって、二次災害発生の恐れがある地域についてはガスの供給を一時的に停止し、他の地域に対してはガス供給を継続するため、導管網をブロック化するシステムを採用している。</p> <p>このブロック化には、導管網全体を12ブロックに分割したスーパー・ブロックと、さらに局所的対応を容易にするために、細分化したミドル・ブロックがある。</p> <p>スーパー・ブロック単位にガスの供給を一時的に停止する場合には、本社から無線による遠隔操作ができるシステムになっている。</p> <p>カ 緊急時のガス供給停止システムを強化</p> <p>緊急時に遠隔操作でガスの供給を遮断する遠隔遮断システムを約600ヶ所、さらには、設定された基準値以上の揺れを感じると自動的に都市ガス供給を停止する感震自動遮断システムを約3,000箇所に設置している。</p>	<p>第6節 ライフライン関係施設の整備</p> <p>第2款 ガス施設等の整備</p> <p>ウ 保安用通信設備</p> <p>本社を中心にして、データ伝送、指令電話、移動無線は、全て無線化されており、本社、製造所、地区導管部、供給所、高圧ステーション間は、ループ化された無線通信回線で運用している。</p> <p>無線通信網をより強固なものにするため、通信システムを多重化している。</p> <p>さらに万全を期すためバシクアップ設備を設置し、當座都市ガスの供給状態を把握し、保全体制をコントロールできるようにしている。</p> <p>エ 内閣府中央防災無線</p> <p>当社は指定公共機関に指定されており、本社に内閣府中央防災無線が設置され有線不通時にも各地域の災害対策機関との通信が確保されている。</p> <p>オ 導管網ブロック化</p> <p>大規模地震の際にガスの供給を継続することによって、二次災害発生の恐れがある地域についてはガスの供給を一時的に停止し、他の地域に対してはガス供給を継続するため、導管網をブロック化するシステムを採用している。</p> <p>このブロック化には、導管網全体を12ブロックに分割したスーパー・ブロックと、さらに局所的対応を容易にするために、細分化したミドル・ブロックがある。</p> <p>スーパー・ブロック単位にガスの供給を一時的に停止する場合には、本社から無線による遠隔操作ができるシステムになっている。</p> <p>カ 緊急時のガス供給停止システムを強化</p> <p>緊急時に遠隔操作でガスの供給を遮断する遠隔遮断システムを約1,800箇所、さらには、設定された基準値以上の揺れを感じると自動的に都市ガス供給を停止する感震自動遮断システムを約3,000箇所に設置している。</p>

頁	修正前	修正後												
40	<p>第9節 情報通信体制の整備 第2款 災害無線通信体制の充実強化</p> <p>災害時において有線電気通信が利用できない時、又は利用することが困難な場合、電波法の規定に基づいて非常無線通信の活用を図るため、関係機関の協力を得て非常通信体制の充実強化に努める。</p>	<p>第9節 情報通信体制の整備 第2款 災害無線通信体制の充実強化</p> <p>災害時ににおいて有線電気通信が利用できない時、又は利用することが困難な場合、電波法の規定に基づいて非常無線通信の活用を図るために、運用を開始した防災行政無線（同報系）等、関係機関の協力を得て非常通信体制の充実強化に努める。</p>												
57	<p>第2章 防災行動力の向上 第4節 防災に関する学習等の充実 第1款 防災知識の普及啓発</p> <p>2 児童、生徒等に対する防災知識の普及、啓発等 (3) カウンセリング機能の強化</p> <p>災害発生後における児童、生徒等のこころの不安を解消するため学校や教育情報センター、青少年センター等におけるカウンセリング機能の強化を図る。</p>	<p>第2章 防災行動力の向上 第4節 防災に関する学習等の充実 第1款 防災知識の普及啓発</p> <p>2 児童、生徒等に対する防災知識の普及、啓発等 (3) カウンセリング機能の強化</p> <p>災害発生後における児童、生徒等のこころの不安を解消するため学校や教育相談センター、青少年センター等におけるカウンセリング機能の強化を図る。</p>												
62	<p>第6節 災害ボランティア活動の支援体制等の整備 第1款 ボランティアの育成等</p> <p>3 災害ボランティア活動の環境整備 災害ボランティア活動の一層の振興を図るため、災害ボランティアのための災害ボランティア活動マニフェストの作成やボランティア活動保険の加入及び内容の充実、災害ボランティアのネットワークづくりに努める。</p>	<p>第6節 災害ボランティア活動の支援体制等の整備 第1款 ボランティアの育成等</p> <p>3 災害ボランティア活動の環境整備 災害ボランティア活動の一層の振興を図るため、川西市社会福祉協議会が作成した災害ボランティアのための災害ボランティアセンターマニフェストの改訂やボランティア活動保険の加入及び内容の充実、災害ボランティアのネットワークづくりに努める。</p>												
72	<p>第3編 災害応急対策計画 第1章 防災組織計画 第1節 応急活動計画 第1款 初動対応</p> <p>4 本部等の設置場所</p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第1章 防災組織計画 第1節 応急活動計画 第1款 初動対応</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部名</th> <th>地区対策部名</th> <th>設置場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東谷地区対策部</td> <td>※東谷公民館</td> <td>東谷公民館</td> </tr> <tr> <td>北陵地区対策部</td> <td>北陵公民館</td> <td>北陵公民館</td> </tr> <tr> <td>南地区対策部</td> <td>川西南公民館</td> <td>川西南公民館</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成28年3月31日まで耐震工事のため、東谷幼稚園に設置する。 (削除)</p>	部名	地区対策部名	設置場所	東谷地区対策部	※東谷公民館	東谷公民館	北陵地区対策部	北陵公民館	北陵公民館	南地区対策部	川西南公民館	川西南公民館
部名	地区対策部名	設置場所												
東谷地区対策部	※東谷公民館	東谷公民館												
北陵地区対策部	北陵公民館	北陵公民館												
南地区対策部	川西南公民館	川西南公民館												

頁	第3節 被害状況等収集報告計画 第4款 決壊等の通報	修正前		修正後	
		連絡先	連絡方法 第1通信連絡 ※2 諸 種 類	連絡先	連絡方法 第1通信連絡 ※2 諸 種 類
101		国土交通省近畿地方整備局 猪名川河川事務所	電話 751-1111(代) 伝令 FAX 751-8004	国土交通省近畿地方整備局 猪名川河川事務所	電話 751-1111(代) 伝令 FAX 751-8004
	J R 川西池田駅	電話 759-4360	" 宝塚駅 (統括) 0797-87-1851	J R 川西池田駅	電話 759-4360 " 宝塚駅 (統括) 0797-87-1381
102	※東谷地区対策部 北陵地区対策部	電話 794-1006 電話 794-9090	" FAX 794-1006 " FAX 794-9099	東谷地区対策部 北陵地区対策部	電話 794-1006 電話 794-9090 " FAX 794-1006 " FAX 794-9099
	市内学校園及び保育所等については、それぞれの所管部等から連絡する。 ※平成28年3月31日まで耐震工事のため、東谷幼稚園に設置する。	(削除)			

頁	修正前	修正後
103	<p>第3章 災害広報・広聴計画 第1節 災害広報計画</p> <p>[広報、広聴の体系]</p> <pre> graph TD A[災害発生] --> B[災害本部 対策部] B --> C[県からの情報] C --> D[広報の実施] D --> E[職員への通知] E --> F[総合相談窓口の設置] F --> G[新聞ラジオテレビ] G --> H[広報車] H --> I[広報誌 印刷物] I --> J[情報コーナー] J --> K[消防本部 行政ガイド] K --> L[市ホムページ・携帯電話] L --> M[情報コーナー] M --> N[消防本部 行政ガイド] N --> O[市ホムページ・携帯電話] O --> P[情報コーナー] P --> Q[広報車] Q --> R[広報誌 印刷物] R --> S[情報コーナー] S --> T[災害関連情報 ライフラインの状況 応急対策の実施状況 生活関連情報] T --> U[災害対策本部 対策部] U --> V[県からの情報] V --> W[災害発生] W --> X[災害関連情報 ライフラインの状況 応急対策の実施状況 生活関連情報] X --> Y[災害対策本部 対策部] Y --> Z[県からの情報] Z --> AA[災害発生] </pre>	<p>第3章 災害広報・広聴計画 第1節 災害広報計画</p> <p>[広報、広聴の体系]</p> <pre> graph TD A[災害発生] --> B[災害本部 対策部] B --> C[県からの情報] C --> D[広報の実施] D --> E[職員への通知] E --> F[総合相談窓口の設置] F --> G[新聞ラジオテレビ] G --> H[広報車] H --> I[広報誌 印刷物] I --> J[情報コーナー] J --> K[消防本部 行政ガイド] K --> L[市ホムページ・携帯電話] L --> M[情報コーナー] M --> N[消防本部 行政ガイド] N --> O[市ホムページ・携帯電話] O --> P[情報コーナー] P --> Q[広報車] Q --> R[広報誌 印刷物] R --> S[情報コーナー] S --> T[災害関連情報 ライフラインの状況 応急対策の実施状況 生活関連情報] T --> U[災害対策本部 対策部] U --> V[県からの情報] V --> W[災害発生] W --> X[災害関連情報 ライフラインの状況 応急対策の実施状況 生活関連情報] X --> Y[災害対策本部 対策部] Y --> Z[県からの情報] Z --> AA[災害発生] </pre>
105	<p>第2款 住民等への広報の方法</p> <p>5 エリアメール、緊急速報メール エリアメールや緊急速報メールを使用し、災害情報や避難勧告等緊急情報などを提供する。</p>	<p>第2款 住民等への広報の方法</p> <p>5 防災行政無線、エリヤメール、緊急速報メール 防災行政無線、エリヤメールや緊急速報メールを使用し、災害情報や避難勧告等緊急情報などを提供する。</p>

頁	修正前		修正後	
	部	要 請 事 項	支 援 系 統	支 援 請 事 項
111	第4章 広域応援・協力計画 第1節 応援要請・協力 第2款 兵庫県への応援要請	(緊急対策支援要請系統) (兵庫県地域防災計画による)	緊急対策支援要請系統 (兵庫県地域防災計画による)	緊急対策支援要請系統 (兵庫県地域防災計画による)
112	災害対策本部事務局	ヘリの出動	灾害対策本部事務局	灾害対策本部事務局
114	国土整備部	建設資機材等のあつせん 被災宅地危険度判定士の派遣	建設業協会 国土交通省 被災建築物応急危険度判定士の派遣	建設業協会 国土交通省 被災建築物応急危険度判定士の派遣
115	災害時ににおける医療業務協定	相互応援協定等 非常災害時における医療業務協定	災害時ににおける医療品等の供給の応援に関する協定	災害時ににおける医療品等の供給の応援に関する協定

頁	修正前	修正後		
			第5章 消防活動計画	第5章 消防活動計画
122	第5章 消防活動計画 第1節 地震災害応急対策 第1款 活動体制	第1節 地震災害応急対策 第1款 活動体制	1 初動体制の確立 (3) 署隊の初動措置 イ 初動措置 各署隊は、震度5弱以上の地震の揺れを覚知した場合、又は警防本部から初動措置への実施の指令があつた場合は、次の行動を順次実施する。	1 初動体制の確立 (3) 署隊の初動措置 イ 初動措置 各署隊は、震度5弱以上の地震の揺れを覚知した場合、又は警防本部から初動措置への実施の指令があつた場合は、次の行動を順次実施する。
134	第7章 救援・救護活動計画 第1節 避難計画 第1款 避難準備情報、避難勧告及び避難指示	第7章 救援・救護活動計画 第1節 避難計画 第1款 避難準備情報、避難勧告及び避難指示	1 勧告・指示等の概要	1 勧告・指示等の概要
			種 別	条 件
			伝 達 方 法	伝 達 内 容
			避難準備	気象条件等により過去の災害の発生例、地形等から判断すれば災害発生のおそれがあり、事態の推移によつては避難の勧告、指示等を行うことが予想される場合
			避難準備	当該地域又は土地建物等に災害が発生するおそれがある場合
			避難指示	条件がさらに悪化し、避難すべき時期が切迫した場合又は災害が発生し、現場に残留者がある場合
			種 別	条 件
			伝 達 方 法	伝 達 内 容
			避難準備	①勧告者 ②避難準備すべき理由 ③危険地域 ④携行品その他の注意
			避難準備	①勧告者 ②避難理由 ③避難場所 ④避難経路 ⑤避難後の当局の指示
			避難指示	①勧告者 ②避難準備すべき理由 ③避難場所 ④避難経路 ⑤避難後の当局の指示

修正前	<p>134 2 勧告・指示の基準</p> <p>(1) 市長は災害が発生し、又は発生するおそれがあり、住民等の生命及び身体を保護する必要があると認められるときは、その地域の住民等に対し避難の勧告を行う。</p> <p>土砂災害については、土砂災害警戒情報が発表され、気象等の状況から土砂災害が発生するおそれがあるとき。</p> <p>また、急を要する場合は立ち退きを指示する。</p>
2 勧告・指示の基準	<p>(1) 市長は災害が発生し、又は発生するおそれがあり、住民等の生命及び身体を保護する必要があると認められるときは、その地域の住民等に対し避難の勧告を行う。</p> <p>土砂災害については、土砂災害警戒情報が発表されたときなど。</p> <p>また、急を要する場合は立ち退きを指示する。</p>
5 勧告・指示の伝達	<p>5 勧告・指示の伝達</p> <p>(1) 避難勧告、指示の伝達は、その対象地域の自治会等への連絡のほか、防災行政無線の放送、エリアメールや緊急速報メール、かわにし安心ネットによるメール配信、市ホームページ等、広報車、消防機関によるサイレンの吹鳴などのほか、警察や自主防災組織等の協力を得て組織的に行なう。併せて、瞬時に情報を発信する防災行政無線を整備し、運用を開始する。</p>

頁	第4款 避難所の開設			修正後		
	指定避難所及び指定緊急避難場所					
番号	名 称	担当部	連絡先	電 話	連絡先	電 話
1	狛江市立小学校	都市整備部	空港対応政策課	740-1213	川崎市立小学校	740-1213
2	狛江市立中学校	都教育委員会	空港対応政策課	740-1241	川崎市立中学校	740-1241
3	狛江市立高等学校	都教育委員会	空港対応政策課	758-0103	川崎市立高等学校	758-0103
4	狛江市立幼稚園	都教育委員会	空港対応政策課	740-1174	中央保健センター	740-1174
5	狛江市立保育園	都教育委員会	空港対応政策課		介護保険課	
6	狛江市立幼稚園	都教育委員会	空港対応政策課		都市政策部	740-1213
7	狛江市立小学校	都教育委員会	空港対応政策課		都市政策部	740-1213
8	狛江市立中学校	都教育委員会	空港対応政策課		都市政策部	740-1213
9	狛江市立高等学校	都教育委員会	空港対応政策課		都市政策部	740-1213
10	狛江市立幼稚園	都教育委員会	空港対応政策課		都市政策部	740-1213
11	狛江市立保育園	都教育委員会	空港対応政策課		都市政策部	740-1213
12	狛江市立小学校	都教育委員会	空港対応政策課		都市政策部	740-1213
13	狛江市立中学校	都教育委員会	空港対応政策課		都市政策部	740-1213
14	狛江市立高等学校	都教育委員会	空港対応政策課		都市政策部	740-1213
15	狛江市立幼稚園	都教育委員会	空港対応政策課		都市政策部	740-1213
16	狛江市立保育園	都教育委員会	空港対応政策課		都市政策部	740-1213
17	南区立小学校	都教育委員会	空港対応政策課		都市政策部	740-1213
18	南区立中学校	都教育委員会	空港対応政策課		都市政策部	740-1213
19	南区立高等学校	都教育委員会	空港対応政策課		都市政策部	740-1213
20	南区立幼稚園	都教育委員会	空港対応政策課		都市政策部	740-1213
21	南区立保育園	都教育委員会	空港対応政策課		都市政策部	740-1213
22	横浜市立小学校	都教育委員会	空港対応政策課		都市政策部	740-1213
23	横浜市立中学校	都教育委員会	空港対応政策課		都市政策部	740-1213
24	横浜市立高等学校	都教育委員会	空港対応政策課		都市政策部	740-1213
25	横浜市立幼稚園	都教育委員会	空港対応政策課		都市政策部	740-1213
26	横浜市立保育園	都教育委員会	空港対応政策課		都市政策部	740-1213
27	横浜市立小学校	都教育委員会	空港対応政策課		都市政策部	740-1213
28	横浜市立中学校	都教育委員会	空港対応政策課		都市政策部	740-1213
29	横浜市立高等学校	都教育委員会	空港対応政策課		都市政策部	740-1213
30	横浜市立幼稚園	都教育委員会	空港対応政策課		都市政策部	740-1213
31	横浜市立保育園	都教育委員会	空港対応政策課		都市政策部	740-1213
32	横浜市立小学校	都教育委員会	空港対応政策課		都市政策部	740-1213
33	横浜市立中学校	都教育委員会	空港対応政策課		都市政策部	740-1213
34	横浜市立高等学校	都教育委員会	空港対応政策課		都市政策部	740-1213
35	横浜市立幼稚園	都教育委員会	空港対応政策課		都市政策部	740-1213
36	横浜市立保育園	都教育委員会	空港対応政策課		都市政策部	740-1213
37	横浜市立小学校	都教育委員会	空港対応政策課		都市政策部	740-1213
38	横浜市立中学校	都教育委員会	空港対応政策課		都市政策部	740-1213
39	横浜市立高等学校	都教育委員会	空港対応政策課		都市政策部	740-1213
40	横浜市立幼稚園	都教育委員会	空港対応政策課		都市政策部	740-1213
41	横浜市立保育園	都教育委員会	空港対応政策課		都市政策部	740-1213
42	横浜市立小学校	都教育委員会	空港対応政策課		都市政策部	740-1213

144		修正前		修正後	
地区	番号	名 称	室 数	収容人員	所在地
中 部 地 区	43	多目的教 室	26	520	850 豊川市B9-1
	44	多目的教 室	30	600	800 多目的室B1-1
	45	多目的会 議室	5	70	多目的室B7-24
	46	多目的教 室	3	50	多目的室B5-1
	47	多目的教 室	25	500	680 多目的室B6-38
	48	多目的教 室	7	150	多目的室B7-1
	49	多目的教 室	18	360	560 多目的室B1-41
	50	多目的教 室	6	150	多目的室B6-79
	51	多目的教 室	2	320	320 多目的室B11-1
	52	多目的教 室	20	400	400 多目的室B11-19
	53	多目的教 室	15	300	300 多目的室B11-35
	54	多目的教 室	19	380	380 多目的室B2-2
	55	多目的教 室	22	440	440 多目的室B3-57
	56	多目的教 室	3	70	70 多目的室B1-7
	57	多目的教 室	20	400	400 多目的室B1-12
	58	多目的教 室	14	280	280 多目的室B1-2
	59	多目的教 室	15	300	300 多目的室B1-43
	60	多目的教 室	130	600	600 多目的室B1-20
	61	多目的教 室	130	600	600 多目的室B2-34
	62	多目的教 室	150	300	300 多目的室B2-63-1
	63	多目的教 室	1	160	160 多目的室B4-1
	64	多目的教 室	1	160	160 多目的室B3-1
	65	多目的教 室	1	160	160 多目的室B2-1
	66	多目的教 室	1	160	160 多目的室B1-10-1
	67	多目的教 室	1	160	160 多目的室B1-10-1
北 部 地 区	68	多目的教 室	3	60	60 豊橋市B1-11
	69	多目的教 室	33	660	860 豊橋市B30-1
	70	多目的教 室	31	620	870 豊橋市B9-1
	71	多目的教 室	24	480	680 豊橋市B47-1
	72	多目的教 室	4	70	70 大府市B5-1
	73	多目的教 室	5	60	60 加治市B6-17
	74	多目的教 室	69	70	60 加治市B12-11
	75	多目的教 室	70	660	860 加治市B2-1
	76	多目的教 室	71	620	870 加治市B19-1
	77	多目的教 室	72	480	680 加治市B47-1
	78	多目的教 室	4	420	420 加治市B29-24
	79	多目的教 室	7	6	6 岩瀬市B1-47-5
	80	多目的教 室	1	150	150 加治市B5-2
	81	多目的教 室	1	70	70 藤安郡B13
	82	多目的教 室	1	300	300 大府市B9-8

*1 施設には電話が有りません。開設の問い合わせは危機管理室 (740-1145)

*2 平成28年3月31日まで耐震工事のため使用不可。

*3 施設には電話が有りません。開設の問い合わせは危機管理室 (740-1145) (削除)

連絡先	番号	名 称	室 数	収容人員	所在地
総務調整協公廳	43	多目的教 室	26	520	850 豊橋市B2-11
参画中央務公廳	44	多目的教 室	30	600	800 豊橋市B1-24
長文化総務公廳	45	多目的教 室	5	70	70 多目的室B1-5-1
長英公廳	46	多目的教 室	3	50	50 多目的室B1-4-1
長成育公廳	47	多目的教 室	47	180	180 多目的室B1-4-1
長成育公廳	48	多目的教 室	48	150	150 多目的室B1-6-38
長成育公廳	49	多目的教 室	49	150	150 多目的室B1-7-1
長成育公廳	50	多目的教 室	50	150	150 多目的室B1-7-9
長成育公廳	51	多目的教 室	51	150	150 多目的室B1-11-1
長成育公廳	52	多目的教 室	52	150	150 多目的室B1-11-19
長成育公廳	53	多目的教 室	53	150	150 多目的室B1-11-35
長成育公廳	54	多目的教 室	54	150	150 多目的室B1-2-2
長成育公廳	55	多目的教 室	55	150	150 多目的室B1-3-57
長成育公廳	56	多目的教 室	56	150	150 多目的室B1-7
長成育公廳	57	多目的教 室	57	150	150 多目的室B1-1-2
長成育公廳	58	多目的教 室	58	150	150 多目的室B1-1-2
長成育公廳	59	多目的教 室	59	150	150 多目的室B1-1-2
長成育公廳	60	多目的教 室	60	150	150 多目的室B1-1-2
長成育公廳	61	多目的教 室	61	150	150 多目的室B1-1-2
長成育公廳	62	多目的教 室	62	150	150 多目的室B1-1-2
長成育公廳	63	多目的教 室	63	150	150 多目的室B1-1-2
長成育公廳	64	多目的教 室	64	150	150 多目的室B1-1-2
長成育公廳	65	多目的教 室	65	150	150 多目的室B1-1-2
長成育公廳	66	多目的教 室	66	150	150 多目的室B1-1-2
長成育公廳	67	多目的教 室	67	150	150 多目的室B1-1-2
長成育公廳	68	多目的教 室	68	150	150 多目的室B1-1-2
長成育公廳	69	多目的教 室	69	150	150 多目的室B1-1-2
長成育公廳	70	多目的教 室	70	150	150 多目的室B1-1-2
長成育公廳	71	多目的教 室	71	150	150 多目的室B1-1-2
長成育公廳	72	多目的教 室	72	150	150 多目的室B1-1-2
長成育公廳	73	多目的教 室	73	150	150 多目的室B1-1-2
長成育公廳	74	多目的教 室	74	150	150 多目的室B1-1-2
長成育公廳	75	多目的教 室	75	150	150 多目的室B1-1-2
長成育公廳	76	多目的教 室	76	150	150 多目的室B1-1-2
長成育公廳	77	多目的教 室	77	150	150 多目的室B1-1-2
長成育公廳	78	多目的教 室	78	150	150 多目的室B1-1-2
長成育公廳	79	多目的教 室	79	150	150 多目的室B1-1-2
長成育公廳	80	多目的教 室	80	150	150 多目的室B1-1-2
長成育公廳	81	多目的教 室	81	150	150 多目的室B1-1-2

頁	修正前	修正後																								
147	<p>第2節 給水計画</p> <p>第1款 応急給水</p> <p>4 緊急時の飲料水</p> <p>ア 緊急遮断弁設置配水池 一庫中区・大和高区・清和台低区・緑台高区・滝山低区・滝山低区・湯山台・萩原台1号・けやき坂 計1,1,860m²</p>	<p>第2節 給水計画</p> <p>第1款 応急給水</p> <p>4 緊急時の飲料水</p> <p>ア 緊急遮断弁設置配水池 一庫中区・大和高区・清和台低区・緑台高区・滝山低区・湯山台・萩原台1号・けやき坂 中高区・大和低区1号 計1,3,560m²</p>																								
154	<p>第6節 住宅対策計画</p> <p>第1款 応急仮設住宅</p> <p>「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>救助の種類</th> <th>対象</th> <th>期間</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>応急仮設住宅の供与</td> <td>住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力で住宅を得ることができない者</td> <td>1 平均一戸当たり29.7m²、2,621,000円以内着工 2 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間 最高2年以内 4 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。</td> <td>1 平均一戸当たり29.7m²、2,660,000円以内であればよい。 2 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間 最高2年以内 4 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>救助の種類</th> <th>対象</th> <th>期間</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>応急仮設住宅の供与</td> <td>住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力で住宅を得ることができない者</td> <td>1 平均一戸当たり29.7m²、2,621,000円以内着工 2 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間 最高2年以内 4 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。</td> <td>1 平均一戸当たり29.7m²、2,660,000円以内であればよい。 2 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間 最高2年以内 4 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。</td> </tr> </tbody> </table>	救助の種類	対象	期間	備考	応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力で住宅を得ることができない者	1 平均一戸当たり29.7m ² 、2,621,000円以内着工 2 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間 最高2年以内 4 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。	1 平均一戸当たり29.7m ² 、2,660,000円以内であればよい。 2 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間 最高2年以内 4 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。	救助の種類	対象	期間	備考	応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力で住宅を得ることができない者	1 平均一戸当たり29.7m ² 、2,621,000円以内着工 2 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間 最高2年以内 4 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。	1 平均一戸当たり29.7m ² 、2,660,000円以内であればよい。 2 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間 最高2年以内 4 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。	<p>第6節 住宅対策計画</p> <p>第1款 応急仮設住宅</p> <p>「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>救助の種類</th> <th>対象</th> <th>期間</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>応急仮設住宅の供与</td> <td>住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力で住宅を得ことができない者</td> <td>1 平均一戸当たり29.7m²、2,621,000円以内着工 2 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間 最高2年以内 4 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。</td> <td>1 平均一戸当たり29.7m²、2,660,000円以内であればよい。 2 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間 最高2年以内 4 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。</td> </tr> </tbody> </table>	救助の種類	対象	期間	備考	応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力で住宅を得ことができない者	1 平均一戸当たり29.7m ² 、2,621,000円以内着工 2 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間 最高2年以内 4 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。	1 平均一戸当たり29.7m ² 、2,660,000円以内であればよい。 2 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間 最高2年以内 4 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。
救助の種類	対象	期間	備考																							
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力で住宅を得ることができない者	1 平均一戸当たり29.7m ² 、2,621,000円以内着工 2 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間 最高2年以内 4 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。	1 平均一戸当たり29.7m ² 、2,660,000円以内であればよい。 2 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間 最高2年以内 4 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。																							
救助の種類	対象	期間	備考																							
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力で住宅を得ることができない者	1 平均一戸当たり29.7m ² 、2,621,000円以内着工 2 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間 最高2年以内 4 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。	1 平均一戸当たり29.7m ² 、2,660,000円以内であればよい。 2 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間 最高2年以内 4 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。																							
救助の種類	対象	期間	備考																							
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力で住宅を得ことができない者	1 平均一戸当たり29.7m ² 、2,621,000円以内着工 2 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間 最高2年以内 4 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。	1 平均一戸当たり29.7m ² 、2,660,000円以内であればよい。 2 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間 最高2年以内 4 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。																							
160	<p>第7節 救助・救急計画</p> <p>第2款 救急医療活動</p> <p>2 救急医療体制</p> <p>ウ 救護所の設置場所、収容人数</p> <p>救護所は、次の場所に設置する。ただし、災害の規模により救護所が不足するときは施設が被災した場合は他の避難所等に設ける。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>所在地</th> <th>電話番号</th> <th>収容人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東谷公民館</td> <td>川西市見野2丁目21-11</td> <td>794-0004</td> <td>60人</td> </tr> </tbody> </table> <p>川西南公民館 川西市久代3丁目16-29 757-8623 80人 ※平成28年3月31日まで耐震工事のため使用不可。</p>	施設名	所在地	電話番号	収容人数	東谷公民館	川西市見野2丁目21-11	794-0004	60人	<p>第7節 救助・救急計画</p> <p>第2款 救急医療活動</p> <p>2 救急医療体制</p> <p>ウ 救護所の設置場所、収容人数</p> <p>救護所は、次の場所に設置する。ただし、災害の規模により救護所が不足するときは施設が被災した場合は他の避難所等に設ける。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>所在地</th> <th>電話番号</th> <th>収容人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東谷公民館</td> <td>川西市見野2丁目21-11</td> <td>794-0004</td> <td>60人</td> </tr> </tbody> </table> <p>川西南公民館 川西市久代3丁目16-29 757-8623 80人 (削除)</p>	施設名	所在地	電話番号	収容人数	東谷公民館	川西市見野2丁目21-11	794-0004	60人								
施設名	所在地	電話番号	収容人数																							
東谷公民館	川西市見野2丁目21-11	794-0004	60人																							
施設名	所在地	電話番号	収容人数																							
東谷公民館	川西市見野2丁目21-11	794-0004	60人																							

頁	修正前	修正後
174	第11節 保健福祉計画 〔保健活動の体系〕	第11節 保健福祉計画 〔保健活動の体系〕
175	2 保健福祉活動の実施 (5) 兵庫県は震災によつて生じる睡眠障害、急性ストレス反応、心的外傷後ストレス障害(PTSD)等に速やかに対応するため、必要により、ひょうごD.P.A.T(※1)活動拠点本部を設置するとともに救護所や避難所等への訪問活動も行うこととする。	2 保健福祉活動の実施 (5) 兵庫県は震災によつて生じる睡眠障害、急性ストレス反応、心的外傷後ストレス障害(PTSD)等に速やかに対応するため、必要により、ひょうごD.P.A.T(※1)活動拠点本部を設置するとともに救護所や避難所等への訪問活動も行うこととする。
178	第8章 要配慮者対策計画 第2節 要配慮者への情報伝達 第1款 各種情報機器の活用や関係団体を通じた情報提供 (1) 広報車による情報伝達に加え、テレビやラジオ、ケーブルテレビ、市のホームページ、メールによるメール配信、携帯事業者による緊急速報メールやエイズブック、かわに安心ネットによるメール配信、携帯事業者による緊急速報メールを活用するなど、複数の手段を有機的に組み合わせ、また、身体の状況などにより通知・伝達方法を考慮する。	第8章 要配慮者対策計画 第2節 要配慮者への情報伝達 第1款 各種情報機器の活用や関係団体を通じた情報提供 (1) 防災行政無線や、広報車による情報伝達に加え、テレビやラジオ、ケーブルテレビ、市のホームページ、エイズブック、かわに安心ネットによるメール配信、携帯事業者による緊急速報メールを活用するなど、複数の手段を有機的に組み合わせ、また、身体の状況などにより通知・伝達方法を考慮する。
181	第4節 要配慮者のニーズの把握 第2款 対象者に応じたサービスの提供 (3) 県こころのケアチーム(D.P.A.T)との連携 震災により生じる睡眠障害や急性ストレス反応、PTSD(心的外傷後ストレス障害)等に速やかに対応するため、必要により県が設置する、こころのケアチーム(D.P.A.T)活動拠点本部と連携し、救護所や避難所等の巡回活動を行い、精神的不安の解消を図る。	第4節 要配慮者のニーズの把握 第2款 対象者に応じたサービスの提供 (3) ひょうごD.P.A.Tとの連携 震災により生じる睡眠障害や急性ストレス反応、PTSD(心的外傷後ストレス障害)等に速やかに対応するため、必要により県が設置する、ひょうごD.P.A.T活動拠点本部と連携し、救護所や避難所等の巡回活動を行い、精神的不安の解消を図る。

頁	修正前	修正後	第1章 交通輸送計画																
			第11章 交通輸送計画																
193	第1章 交通輸送計画 第2節 輸送計画 第1款 緊急輸送道路の確保	第1款 緊急輸送道路の確保	<p>1 緊急輸送道路に関する措置等</p> <p>(1) 運行の安全が確保されない時点では、通行止め措置を含む交通規制措置をとる。この場合、川西警察署に連絡し、連携を図る。</p> <p>(2) 道路の障害物除去については、第7章第1・2節障害物除去計画による。</p> <p>(3) 路肩崩壊等危険箇所には、標識灯などを配置する。</p> <p>(4) 必要に応じ、要員を配置し、交通整理を行う。</p> <p>(5) 国、県の管理する道路通行権保有については、早期の対策を要望するほか、必要に応じ復旧作業を行う。ただし、この旨、国、県に通知する。</p>																
199	6 着陸場予定地	6 着陸場予定地	<p>第3款 ヘリコプターによる緊急輸送</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>着陸場予定地</th> <th>所 在 地</th> <th>電 話 番 号</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東久代運動公園 (大阪国際空港運用中は、大阪国際空港を使用する。)</td> <td>川西市東久代1丁目地先</td> <td>(072)57-6386</td> <td>ヘリポート用吹き流し等は市南消防署で保管</td> </tr> <tr> <td>国崎リーセンター</td> <td>川西市国崎字小路13番地</td> <td>(072)744-7280</td> <td>ヘリポート用吹き流し等は市北消防署で保管</td> </tr> <tr> <td>猪名川河川防災ステーション (大阪国際空港運用中は、大阪国際空港を使用する。)</td> <td>川西市出在家町23-5</td> <td>(072)740-1145</td> <td>ヘリポート用吹き流し等は市南消防署で保管</td> </tr> </tbody> </table> <p>※東久代運動公園及び猪名川河川防災ステーションの使用にあたっては、大阪空港事務所と協議が必要</p>	着陸場予定地	所 在 地	電 話 番 号	備 考	東久代運動公園 (大阪国際空港運用中は、大阪国際空港を使用する。)	川西市東久代1丁目地先	(072)57-6386	ヘリポート用吹き流し等は市南消防署で保管	国崎リーセンター	川西市国崎字小路13番地	(072)744-7280	ヘリポート用吹き流し等は市北消防署で保管	猪名川河川防災ステーション (大阪国際空港運用中は、大阪国際空港を使用する。)	川西市出在家町23-5	(072)740-1145	ヘリポート用吹き流し等は市南消防署で保管
着陸場予定地	所 在 地	電 話 番 号	備 考																
東久代運動公園 (大阪国際空港運用中は、大阪国際空港を使用する。)	川西市東久代1丁目地先	(072)57-6386	ヘリポート用吹き流し等は市南消防署で保管																
国崎リーセンター	川西市国崎字小路13番地	(072)744-7280	ヘリポート用吹き流し等は市北消防署で保管																
猪名川河川防災ステーション (大阪国際空港運用中は、大阪国際空港を使用する。)	川西市出在家町23-5	(072)740-1145	ヘリポート用吹き流し等は市南消防署で保管																

頁	修正前	修正後
203	<p>第5款 公共交通機関の応急対策</p> <p>2 阪急電鉄株式会社</p> <p>(1) 災害対策本部の設置基準</p> <p>緊急事態が発生した場合又はそのおそれがある場合は、状況を判断して緊急事態対策本部を設置する。</p>	<p>第5款 公共交通機関の応急対策</p> <p>2 阪急電鉄株式会社</p> <p>(1) 災害対策本部の設置基準</p> <p>社長は、緊急事態が発生した場合又はそのおそれがある場合は、状況を判断して緊急事態対策本部の設置を指示する。 ただし、社長が不在の場合は、副社長又は都市交通事業本部長が代行する。</p>
203	<p>(2) 組織体制</p> <p>緊急事態対策本部（本社対策本部組織表）</p> <pre> graph TD HQ[本部長] --- GAD[総務部] HQ --- PRD[広報部] GAD --- GAD_C[総務部課長] GAD --- GAD_V[総務部課員課長] PRD --- PRD_C[広報部課長] PRD --- PRD_V[広報部課員課長] HQ --- UTP[都市交通計画部] HQ --- ESD[電気供給系] HQ --- BD[営業部] </pre>	<p>18ページ 緊急事態対策本部 [1号体制]組織表のとおり</p>

頁	修正前	修正後
294	<p>緊急事態対策本部 (現地対策本部組織表)</p> <pre> graph TD HQ[本部長 社長(社長代理 したた取締役)] HQ --- TRD[運送関係副本部長 (運輸部門長)] HQ --- CTD[総務統括 室幹部課長] HQ --- ED[電気関係副本部長 (技術部長)] HQ --- WD[水木関係副本部長 (技術部長)] HQ --- VD[車両関係副本部長 (技術部長)] TRD --- TSD[輸送統括 室幹部課長 (神戸港運輸統括課長 生産部運輸統括課長 東北支店運輸統括課長)] TRD --- TSDA[輸送統括 室幹部課長補佐 (代行輸送班長)] TRD --- TSDB[輸送統括 室幹部課長補佐 (運輸部長補佐)] TRD --- TSDC[輸送統括 室幹部課長補佐 (運輸部長補佐)] CTD --- CTDI[総務統括 室幹部課長 (運輸部長)] CTD --- CTDII[総務統括 室幹部課長 (運輸部長)] ED --- EDA[電気関係副本部長 (技術部長)] ED --- EDB[電気関係副本部長 (技術部長)] WD --- WDA[水木関係副本部長 (技術部長)] WD --- WDB[水木関係副本部長 (技術部長)] VD --- VDA[車両関係副本部長 (技術部長)] VD --- VDB[車両関係副本部長 (技術部長)] </pre>	<p>18ページ 緊急事態対策本部 [1号体制]組織表のとおり</p> <pre> graph TD HQ[本部長 社長(社長代理 したた取締役)] HQ --- TRD[輸送・通關部 長] HQ --- CTD[総務統括 室幹部課長] HQ --- ED[電気関係副本部長 (技術部長)] HQ --- WD[水木関係副本部長 (技術部長)] HQ --- VD[車両関係副本部長 (技術部長)] TRD --- TSD[輸送統括 室幹部課長 (神戸港運輸統括課長 生産部運輸統括課長 東北支店運輸統括課長)] TRD --- TSDA[輸送統括 室幹部課長補佐 (代行輸送班長)] TRD --- TSDB[輸送統括 室幹部課長補佐 (運輸部長補佐)] TRD --- TSDC[輸送統括 室幹部課長補佐 (運輸部長補佐)] CTD --- CTDI[総務統括 室幹部課長 (運輸部長)] CTD --- CTDII[総務統括 室幹部課長 (運輸部長)] ED --- EDA[電気関係副本部長 (技術部長)] ED --- EDB[電気関係副本部長 (技術部長)] WD --- WDA[水木関係副本部長 (技術部長)] WD --- WDB[水木関係副本部長 (技術部長)] VD --- VDA[車両関係副本部長 (技術部長)] VD --- VDB[車両関係副本部長 (技術部長)] </pre>

頁	修正前	修正後
205	<p>速報経路</p> <pre> graph TD PD[警察署] --- PD_Co[長] FD[消防署] --- FD_Co[長] GA[総務部] --- GA_Co[課長] UPB[都市計画部] --- UPB_Co[課長] TB[輸送部] --- TB_Co[課長] TS[技術部] --- TS_Co[課長] EL[電力課] --- EL_Co[課長] CM[通信課] --- CM_Co[課長] CR[車両課] --- CR_Co[課長] PD_Co --> TA[他社連絡指揮者] FD_Co --> TA GA_Co --> TA UPB_Co --> TA TB_Co --> TA TS_Co --> TA EL_Co --> TA CM_Co --> TA CR_Co --> TA TA --> PD TA --> FD TA --> GA TA --> UPB TA --> TB TA --> TS TA --> EL TA --> CM TA --> CR </pre> <p>速報経路</p> <p>19ページ 速報経路のとおり</p>	<p>速報経路</p> <p>19ページ 速報経路のとおり</p> <pre> graph TD PD[警察署] --- PD_Co[長] FD[消防署] --- FD_Co[長] GA[総務部] --- GA_Co[課長] UPB[都市計画部] --- UPB_Co[課長] TB[輸送部] --- TB_Co[課長] TS[技術部] --- TS_Co[課長] EL[電力課] --- EL_Co[課長] CM[通信課] --- CM_Co[課長] CR[車両課] --- CR_Co[課長] PD_Co --> TA[他社連絡指揮者] FD_Co --> TA GA_Co --> TA UPB_Co --> TA TB_Co --> TA TS_Co --> TA EL_Co --> TA CM_Co --> TA CR_Co --> TA </pre>

頁	修正前	修正後
206	(4) 地震 ア 運転規制 (7) 地震警報表示器に震度4の表示を確認したとき	(4) 地震 ア 運転規制 (7) 地震警報表示器に震度4の表示を確認したとき
222	a ただちに列車無線で、全列車に運転停止を指示。（地震1号指令発令） b 震動がなくなったと認めた時は、全列車に運転速度を毎時2.5km以下にし、列車無線にて運転の再開を指示。徐行運転により運行に支障のないことを確認した区間から順次運転速度の規制を解除（特定の箇所で運転速度の規制を行う必要のあるときは、その箇所の運転速度を指示）地震指令の解除は技術部各課よりの点検結果を総合判断のうえ行う。	a ただちに列車無線で、全列車に運転停止を指示。（地震1号指令発令） b 震動がなくなったと認めた時は、全列車に運転速度を毎時2.5km以下に規制し、列車無線にて運転の再開を指示。徐行運転により運行に支障のないことを確認した区間から順次運転速度の規制を解除（特定の箇所で運転速度の規制を行いうる必要のあるときは、その箇所の運転速度を指示）地震指令の解除は技術部各課より施設の点検結果を総合判断のうえ行う。